

法規 演習2

「得点できたかどうか」「○か×か」ではなく、問題文を読んだ時に、「その関連の知識が、頭の中にどう収納されているのか、フォーカスポイントはどこか」を簡単に**余白に描き出して**みてください

ウラ模試2

[No.2] 面積・高さ又は階数に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、敷地は、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するものではないものとする。

1. 建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合、日影による中高層の建築物の高さの制限に関する規定において、建築物の軒の高さを算定する場合の地盤面は、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面とする。
2. 「北側高さ制限」において、建築物の前面道路（敷地の北側に面するものを含む）が2以上ある場合、幅員の最大な前面道路の境界線からの水平距離がその前面道路の幅員の2倍以内で、かつ、35m以内の区域及びその他の前面道路の中心線からの水平距離が10mをこえる区域については、すべての前面道路が幅員の最大な前面道路と同じ幅員を有するものとみなす。
3. 敷地内に所定の空地を有し、かつ、その敷地面積が所定の規模以上である建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率、容積率及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、建築基準法の容積率の規定による限度を超えるものとすることができる。
4. 建築物の一部が吹抜きとなっている場合、建築物の敷地が斜面又は段地である場合その他建築物の部分によって階数を異にする場合においては、これらの階数のうち最大なものを、当該建築物の階数とする。

[No.7] 耐火・防火に関する性能等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 防火床は、耐火構造としなければならない。
2. 「建築物の屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間当該加熱面以外の面に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること」は、屋根の「準耐火性能」に関する技術的基準の一つである。
3. 準防火地域において、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火戸は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとしなければならない。
4. 防火構造として、建築物の軒裏の構造が適合すべき防火性能に関する技術的基準は、軒裏に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることである。

[No.8] 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 共同住宅の天井の全部が強化天井であり、かつ、天井の構造が、隣接する住戸からの日常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないように低減するために天井に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものである場合には、当該共同住宅の各戸の界壁は、準耐火構造としなくてもよい。
2. 居室の天井の高さは、室の床面から測り、一室で天井の高さの異なる部分がある場合においては、その平均の高さによる。
3. 高等学校における生徒用の階段で、避難階以外の階から避難階又は地上に通ずる屋外の直通階段の幅は、140cm 以上としないことができる。
4. 各階の床面積が 150 m²の地上 3 階建ての共同住宅において、幅 90cm の回り階段である共用の屋外階段の踏面の寸法は、踏面の狭い方の端から 30cm の位置において 21cm 以上としなければならない。

[No.10] 建築物の構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 学校の屋上広場をささえる柱の垂直荷重による圧縮力の計算において、柱のささえる床の数が 5 であったので、床の積載荷重として採用する数値を建築物の実況によらないで、2,000N/m²とした。
2. 許容応力度等計算においては、建築物の地上部分について各階の偏心率を確かめる場合、「各階の層間変形角の逆数」を「当該建築物についての各階の層間変形角の逆数の相加平均」で除して計算し、その値がそれぞれ 15/100 を超えないことを確かめる。
3. 鉄筋コンクリート造、高さ 31m、地上 10 階建ての建築物について、保有水平耐力計算によって安全性を確かめた場合には、許容応力度等計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を行わなくてもよい。
4. エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している「高さが 31m を超える建築物の部分」と「高さが 10m 以下の建築物の部分」については、それぞれの建築物の部分で必要とされる構造計算の方法を用いることができる。